

件名：地域における協力に関する協定締結について

1 目 的

渋川市と渋川市内の郵便局（代表：渋川郵便局）が協力し、住民が安心して暮らせる社会づくりに資する。

2 内 容

郵便局が渋川市内における業務中に、高齢者等の見守りや、道路等の危険箇所発見時に市へ情報を提供することについて、協定を締結する。

3 事業の概要

郵便局は、渋川市内における業務中、業務に支障のない範囲で次に掲げる事項について、市へ情報を提供する。

（１）渋川市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業に関すること。

ア 高齢者等の身近な相談窓口となるとともに、見守りや声かけ等を行う。

イ 高齢者等の生活上の問題または異変に気づいたときは、市へ情報を提供する。

ウ 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業が実施する訓練、研修会等への協力

（２）道路等の維持管理に関すること。

ア 道路等の破損を発見した場合は、市へ情報を提供する。

（３）不法投棄及び土砂搬入に関すること。

ア 不法投棄が疑われる廃棄物及び500㎡を超える土砂搬入を発見した場合は、市へ情報を提供する。

（４）適切な管理が行われていない家屋等に関すること。

ア 適切な管理が行われていない家屋を発見した場合は、市へ情報を提供する。

4 協定の締結（調印済協定書の確認）

（１）日 時 平成29年2月22日（水）午後1時30分～

（２）場 所 本庁舎2階 第2応接会議室

（３）出席者 郵便局 渋川郵便局長、赤城三原田郵便局長、赤城郵便局長、
真壁郵便局長、渋川郵便局総務部長

渋川市 市長、副市長、総務部長、市民部長、保健福祉部長、
建設部長

地域における協力に関する協定書（案）

渋川市（以下「甲」という。）と別添に掲げる日本郵便株式会社の郵便局（以下「乙」という。）は、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定については、乙を代表して渋川郵便局が締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙が協力し、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、渋川市内における業務中、業務に支障のない範囲で、次に掲げる事項について、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接、警察署又は消防署等の関係機関に通報するものとする。

（1）渋川市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業に関すること。

（2）道路等の維持管理に関すること。

（3）不法投棄及び土砂搬入に関すること。

（4）適切な管理が行われていない家屋等に関すること。

2 前項に定める協力内容の具体的な取組事項等については、別に定める。

（情報提供の方法）

第3条 乙は、別に定める様式により甲へ情報提供するものとする。ただし、乙が緊急を要するとした場合は、電話等で行うことができる。

2 甲は、乙からの情報に対する対応状況を別に定める様式により、乙に報告するものとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、その職員に対して、この協定の趣旨を周知し、円滑な連絡通報体制の整備を行うものとする。

2 甲は、情報提供等を受けた場合には、速やかに関係機関と連携し、必要な対応を行うものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は、その社員に対して、この協定の趣旨を周知し、業務に支障のない範囲で、協力可能な体制の整備を行うものとする。

（情報の取扱責任者）

第6条 この協定による情報の取扱責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 渋川市 保健福祉部地域包括支援センター所長（渋川市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業に関すること。）

建設部土木維持課長（道路等の維持管理に関すること。）

市民部環境課長（不法投棄及び土砂搬入に関すること。）

総務部防災安全課長（適切な管理が行われていない家屋等に関すること。）

乙 渋川郵便局 総務部長

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、活動上知り得た個人情報及び秘密に関する事項を外部に漏らしてはならない。また、この協定を解除した後においても同様とする。

2 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、知り得た個人情報を他の目的に利用してはならない。

（免責事項）

第8条 乙は、第2条による情報提供の有無及びこれに起因して生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからでも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

附 則

本協定の締結をもって、「渋川市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業の協力に関する協定書」（平成25年8月9日締結）、「道路の損傷等の情報に関する覚書」（平成13年2月26日締結）及び「廃棄物の不法投棄の情報に関する覚書」（平成13年2月26日締結）を廃止する。

平成29年 2月22日

甲 住 所 渋川市石原80番地
 渋川市
代表者 渋川市長 阿久津 貞司

乙 住 所 渋川市渋川1902番地28
 日本郵便株式会社
代表者 渋川郵便局長 藤村 俊夫

別紙

地域における協力に関する協定に基づく協力の内容

協力の内容	取組事項	実施方法等
(1) 渋川市高齢者等 あんしん見守りネ ットワーク事業に 関すること	通常業務時の見 守り等	・高齢者等の身近な相談窓口とな るとともに、見守りや声かけ等 を行うことにより、在宅生活の不安 や孤立感の解消に努める。
	郵便配達時等の 異変の通報	・高齢者等の生活上の問題または 異変に気づいたときは、速やかに 市へ情報提供を行う。
	研修会等への参 加	・高齢者等あんしん見守りネッ トワークが実施する訓練、研修会等 の事業に協力するよう努める。
(2) 道路等の維持管 理に関すること	郵便配達時等の 異変の通報	・道路等の破損を発見した場合は 市へ情報提供を行う。
(3) 不法投棄及び土 砂搬入に関すること	同上	・不法投棄が疑われる廃棄物及び 500㎡を超える土砂搬入を発見 した場合は市へ情報提供を行う。
(4) 適切な管理が行 われていない家屋 等に関すること	同上	・適切な管理が行われていない家 屋を発見した場合は市へ情報提供 を行う。

協力郵便局一覧

	郵便局	所在地	電話	備考
1	渋川郵便局	377-8799 渋川市渋川1902-28	0279-22-4025	
2	赤城郵便局	377-1199 渋川市赤城町敷島608-1	0279-56-2051	
3	子持郵便局	377-0299 渋川市北牧1210	0279-53-3601	
4	伊香保郵便局	377-0299 渋川市伊香保町伊香保366-13	0279-72-3180	
5	赤城三原田郵便局	379-1125 渋川市赤城町上三原田834-1	0279-56-2052	
6	鯉沢郵便局	377-0213 渋川市吹屋92-4	0279-22-2954	
7	真壁郵便局	377-0062 渋川市北橘町真壁968	0279-52-2411	
8	八崎郵便局	377-0064 渋川市北橘町八崎1028-1	0279-22-2957	
9	渋川金井郵便局	377-0027 渋川市金井1244-1	0279-22-2953	
10	渋川川島郵便局	377-0025 渋川市川島1566-7	0279-22-2950	
11	渋川八木原郵便局	377-0003 渋川市八木原954-1	0279-22-2956	
12	渋川石原郵便局	377-0007 渋川市石原747-6	0279-22-2952	
13	渋川川原町郵便局	377-0008 渋川市渋川2290-3	0279-22-2958	
14	小野上郵便局	377-0311 渋川市村上3783-9	0279-59-2003	
15	箱島郵便局	377-0399 東吾妻町箱島甲795	0279-59-3015	